

静情審第24号  
令和6年10月21日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会  
会長 下田明宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年12月15日付け袋土企第84号及び同日付け袋土掛第426号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の急傾斜地における現地調査の結果等に関する文書の部分開示決定に対する審査請求（諮問第248号）

特定の急傾斜地における現地調査の結果等に関する文書の開示請求に係る不作為に対する審査請求（諮問第249号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）が令和4年7月28日付け袋土維第120号で行った決定については、別記3に記載の内容につき追加の決定を行うべきである。

また、審査請求人が令和4年7月14日付けで行った別記1の請求Bに係る実施機関の不作为についての審査請求は、却下することが妥当である。

### 2 審査請求に至る経過

- (1) 令和4年7月14日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、別記1の請求A及び請求Bの公文書開示請求（以下、別記1の請求Aを「請求A」と、別記1の請求Bを「請求B」といい、「請求A」及び「請求B」を総称して「本件開示請求」という。）を行い、同日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。

なお、請求A及び請求Bは、いずれも実施機関が行った特定急傾斜地のパトロール等に関する文書の開示を求めるもので、別記1のとおりその内容は共通のもの（請求1～3）であるが、行為主体として実施機関の特定の機関をそれぞれ指定しており、請求Aについては袋井土木事務所（以下「A土木事務所」という。）が、請求Bについては袋井土木事務所掛川支所（以下「B支所」という。）が行ったパトロール等に関する文書の開示を求めるものである（以下、請求A及び請求Bの請求1、請求2及び請求3をそれぞれ「請求A1」、「請求A2」、「請求A3」、「請求B1」、「請求B2」及び「請求B3」という。）。

- (2) 請求Aについて

ア 令和4年7月28日、実施機関は、請求Aに対し、別記2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書1」という。）を特定し、本件対象公文書1の一部を開示する旨の決定（以下「本件決定1」という。）を行い、審査請求人に通知した。

イ 令和4年8月7日付けで、審査請求人は、本件決定1を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求を行い、同月9日、実施機関は、これを受け付けた。

- (3) 請求Bについて

ア 令和4年8月7日付けで、審査請求人は、請求Bに対し、実施機関から応答がないとして審査請求を行い、同月9日、実施機関は、これを受け付けた。

イ 実施機関は、請求B1及び請求B2については、対象公文書を保有しておらず、請求B3については別記2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書2」といい、「本件対象公文書1」及び「本件対象公文書2」を総称して「本件対象公文書」という。）を特定し、令和4年12月6日付けで本件対象公文書2の一部を開示する旨の決定（以下「本件決定2」といい、

本件決定1及び本件決定2を総称して本件決定という。)を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、請求Aに関しては、本件決定を取り消し、再度正しい決定を行うよう求めるというものである。また、請求Bに関しては、開示決定と審査請求への対応について、条例に規定された期限を超過したこと等の認定を求めるというものである。これらについて、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 請求Aについて

ア 本件決定1は、請求A2及び請求A3については何ら回答がなく不作為である。

イ 弁明書において請求A2及び請求A3の文書特定結果等が記載されており、本件決定1を修正する内容となっている。実施機関は、誤りを認め、本件決定1を取り消し、新たな決定をすることを求める。

ウ 令和4年8月7日に審査請求を行ったが、弁明書が令和4年12月6日に提出されており、速やかに諮問をしなければならないとする条例第19条の規定に反する。

#### (2) 請求Bについて

ア 実施機関は、弁明書において全面的に非を認めていることから、弁明書に対する反論はない。

イ 条例第13条第1項に規定する期限までに本件決定2が行われなかったことは違反である。

ウ 令和4年8月7日に審査請求を行ったが、弁明書が令和4年12月6日に提出されており、速やかに諮問をしなければならないとする条例第19条の規定に反する。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 請求Aについて

ア 請求A2については、本件対象公文書1内に対象急傾斜地の健全度評価を記載していることから、本件対象公文書1が請求A1及び請求A2に対応する文書であり、令和4年7月28日付けで開示決定済みである。

イ 請求A3については、A土木事務所では対象公文書は保有しておらず、B支所で保有しているため、請求Bに係るものとして、開示決定をする。

#### (2) 請求Bについて

事務手続の不備により、結果として決定を行っていなかった。

### 5 審査会の判断

#### (1) 審議の併合について

本件審査請求は、審査請求人が同一であり、関連性があることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は平成 23 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に特定の急傾斜地を対象に行ったパトロール結果等に関するものである。実施機関によると、同パトロールは、崩壊防止施設の維持管理や警戒避難体制等に適切な措置を講じ、人命の安全確保に資することを目的として制定された静岡県急傾斜地パトロール実施要領（昭和 51 年 1 月 1 日）に基づき毎年実施され、急傾斜地内の斜面、水路等の構造物及び周囲の状況の把握等を行うものである。

(3) 本件決定の妥当性について

審査請求人は、本件決定 1 については、決定を取り消し、再度の決定をすべきとの主張をしている。また、本件決定 2 については、決定の遅れ等を主張していることから、本件開示請求に対する実施機関の対応について、別記 1 に記載の請求項目ごと、妥当性を以下検討する。

ア 請求 A について

(ア) 請求 A 1 について

実施機関は請求に対して本件対象公文書 1 を特定して本件決定 1 を行っているところ、審査請求人からはこの決定を行ったことについて争いはない。

(イ) 請求 A 2 について

審査請求人が請求 A 2 について応答がないとして審査請求を行ったことに対し、実施機関は弁明書にて、本件対象公文書 1 に、対象急傾斜地の健全度評価が記載されているとしている。同文書の内容を確認したところ、パトロール実施時に対象急傾斜地の状態を評価した表（以下「状態評価表」という。）が各年度分記載されており、状態評価表が実施機関が主張する請求 A 2 の対象文書と推認される。そうすると、状態評価表は、請求 A 2 の内容のうち、「関係する文書」への該当性は認められ、実施機関が請求 A 2 の対象文書としてこれを特定したことは不合理とはいえない。

一方で、状態評価表は請求中の「会議記録」にあたる内容とはいえ、開示された文書のその余の部分にも「会議記録」に該当する記載は見られない。審査請求人は開示請求書において、「会議記録及び関係する文書」と記載していることから、いずれか一方に該当する文書について応答すれば事足りるとはいえず、この点において不作為が生じていると認められる。したがって、実施機関は「会議記録」に該当する文書を追加で特定し、開示等の決定を行うべきである。

(ウ) 請求 A 3 について

請求 A 2 と同じく、応答がないとして審査請求人が審査請求を行ったことに対し、実施機関は弁明書にて、対象となる文書を A 土木事務所で保有していないとして、請求 B に係るものとして決定を行うとしている。

開示請求の対象となる文書を保有していない場合、条例第 11 条第 2 項に基づき、非開示決定を行い、開示請求者に対し、その旨を書面により通知すべきところ、実施機関は、対象文書を保有していないことによる非開示決定を行っておらず、後に弁明書においてその旨の説明をするに留ま

っている。これは、条例の規定に則った事務手続であるとはいえず、請求に対する応答について不作為が認められる。

また、審査請求人は開示請求の対象となる機関を指定し、2通に分けて開示請求を行っていることから、各々について決定を求める申請であったといえる。実施機関と審査請求人との間で、請求A3を取り下げのうえ、請求B3のみで決定する旨の協議を行ったなどの事実も認められないことから、請求A3への応答をしなかった実施機関の対応は適切であるとは認められない。

以上から、実施機関は請求A3について非開示決定を行うべきである。

#### イ 請求Bについて

請求Bに係る決定は、期限を過ぎても実施機関から応答がないとして、その不作為について審査請求人から審査請求がなされた後に、決定が行われたものである。

行政不服審査法第3条では、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができることとされており、相当の期間とは、個別の法令等で行政庁が応答すべき期間を規定している場合には、その期間を基準に判断すべきものと解されている。すなわち、本件における相当の期間とは、条例第13条第1項で開示決定等の期限として定める「開示請求があった日から起算して15日」と解される。本件では、開示請求があった令和4年7月14日から起算して15日後である令和4年7月28日を過ぎても開示決定等が行われず、この点について、実施機関は弁明書において事務手続の不備が原因である旨を述べており、期間内に決定等が行われなかったことについて考慮すべき特段の事情も見受けられないことから、審査請求が行われた令和4年8月7日時点で、開示決定等が相当な期間を経過しても行われていないという不作為は明確に存在していたことが認められる。

他方、不作為についての審査請求の取扱いに関して、行政不服審査法第49条第1項においては、不作為に対する審査請求が不適法である場合には、当該審査請求を却下することとされている。本件においては、審査請求時点に生じていた不作為が、その後実施機関が行った決定により現段階においては解消しており、審査請求の利益はすでに失われたものと認められる。したがって、行政不服審査法第49条第1項に規定される不適法である場合に該当するものとし、請求Bに係る審査請求は却下とすることが妥当である。

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

上記5(3)において述べたとおり、本件開示請求に対する実施機関の対応は、請求に対する応答についての不作為、開示決定等の期限超過といった、条例違反の事実が見受けられる。

また、明確な条例違反ではないものの、適切とはいえない事務手続の不備も認

められる。本件のように、1つの開示請求中に複数の請求項目があるような場合には、開示決定通知書において、開示決定された文書がいずれの請求項目への応答であるかを明記し、開示請求した文書が開示されたか否かが、明確に判別できるようにすべきである。この点、開示する文書名のみを記載した本件開示決定通知書の記載内容には不足が認められ、請求A2について何ら応答がないとして、審査請求人が審査請求を行うこととなった要因の一つであるといえる。

審査請求人が指摘する諮問に要した期間についても、条例第19条において、審査請求があったときは、実施機関は速やかに情報公開審査会に諮問にしなければならないとされているところ、本件においては、4か月超を要している。その理由について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、突発的な災害対応が続いたことが原因である旨、説明があった。事務処理が困難な事情があるならば、実施機関内部で事務分担の調整を図る等により、対応に遺漏が生じないように努めるべきである。

実施機関においては、今後の開示請求への対応に当たっては、条例に基づく適正な対応を行うよう努められたい。

#### 別記1 開示請求の内容

請求	対象機関	内 容
請求A	袋井土木事務所	特定の急傾斜地について、平成23年4月1日から平成29年3月31日の間に対象機関が行った、 請求1 パトロール結果のわかる文書・報告書 請求2 パトロール結果に基づき評価等を行った会議記録及び関係する文書
請求B	袋井土木事務所掛川支所	請求3 パトロール当日以外に現地調査を行っていた場合は調査結果の分かる書類

#### 別記2 対象公文書

請求	対象機関	内 容
請求A	袋井土木事務所	平成25年度急傾斜地パトロール日誌 平成26年度急傾斜地パトロール日誌 平成27年度急傾斜地パトロール日誌 平成28年度急傾斜地パトロール日誌
請求B	袋井土木事務所掛川支所	平成24年10月24日 現地確認（住宅地盤沈下について） 平成25年5月21日 調査結果説明と今後の対応について 平成25年6月19日 地盤沈下について 平成26年12月11日 地盤沈下対策要望について

別記3 決定等を行うべき部分

対象機関	請求	決定等を行うべき部分
A 土木事務所	請求 A 2	請求中の「会議記録」についての開示決定等
	請求 A 3	対象文書を保有していないことによる非開示決定

別記4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
令和4年12月15日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
令和6年6月20日	審議	第379回
令和6年9月25日	審議	第380回
令和6年10月17日	審議、答申	第381回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第379回～第381回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部 教授	第379回、第380回
久保田 誠 実	弁護士	第379回～第381回
下 田 明 宏	静岡産業大学経営学部 特任教授	第379回～第381回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会監事	第379回～第381回
森 下 文 雄	弁護士	第380回、第381回